

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（保護者用）

石巻市立大街道小学校 令和2年5月15日現在

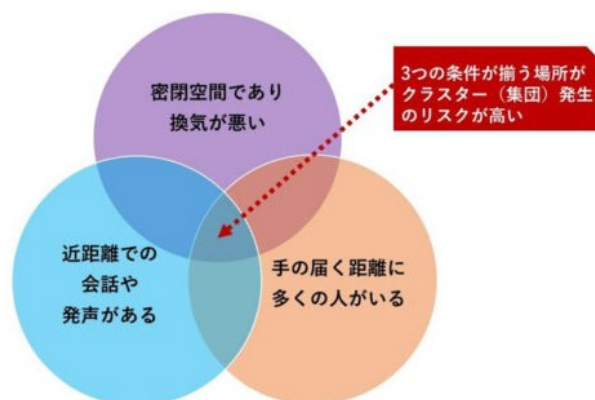
I ガイドラインの趣旨

大街道小学校では、児童が安心・安全な学校生活を送ることができるよう新型コロナウイルスの感染予防対応策として本校のガイドラインを作成し、指導に当たっております。保護者の皆様には、本校における対応等をご理解いただき、今後ご協力をお願いいたします。

また、地域の状況等に応じ、変更していく場合があります。

◎学校の再開に当たり、次の3点を重点的に取り組みます。

1. 3つの密を回避する
2. 他学級, 学年との接触の機会を可能な限り回避する
3. 学級単位での教育活動を基本とする



II 感染症対策

1. 心身の健康観察

(1) 家庭での健康観察・登校時の健康観察

- ① おうちの方は、毎朝登校前に児童の検温を行い「家庭学習カード」への記入・押印をしてください。
- ② 児童は、毎日「家庭学習カード」を持参し、学級担任に提出します。
※発熱や、風邪症状（せき・のどの痛み・倦怠感など）、味覚や嗅覚の異常がある場合には休ませてください（出席停止）。
※新型コロナウイルス感染症にり患した場合や、濃厚接触者となった場合は、学校にも知らせてください。
- ③ 学校での確認方法
○一次チェック：昇降口に、「体温をはかってきましたか？」などの張り紙を掲示し、登校時点で測ってこなかったことに気付いた児童については、保健室で体温を測ってから、教室へ向かわせるようにします。

○二次チェック：1時間目が始まる前までに、家庭学習カードを担当がチェックします。確認できなかった児童については、保健室での検温及び風邪症状の確認を行います。

※発熱・風邪症状など、体調が気になる児童で、早退の必要性があると判断した場合、家庭に連絡し、休養（早退）とします。

(2) 学校での健康観察

- ① 授業ごとに児童の様子を観察し、健康状態の把握を行います。
- ② 発熱や風邪の症状がある場合には、保護者に連絡し、家庭で休養させます。
- ③ 保健室に発熱等の児童がいる場合には、保健室は出入り禁止とします。出入り禁止となった場合は、職員室に設置している救急セットで対応を行います。
- ④ 体調不良者の対応：体調不良を訴えた児童や具合が悪いと思われる児童は、すぐに保健室に来室させます。保護者の迎えが来るまでは、保健室で待機させます。早退する児童、体調不良を訴えた児童への偏見が生じないように十分配慮します。

(3) 心のケアについて

- ① 心理的なストレスを抱えている児童への対応については、学級担任や養護教諭を中心としたきめ細やかな健康観察等から、児童の状況を的確に把握し、教育相談等の実施やスクールカウンセラー等にする支援を行う等して、心の健康問題に適切に対応します。
- ② 休業期間中に実施していた「心と体の健康観察」を元に、児童の心の健康状態の把握に努めます。

2. 基本的な感染症対策の徹底

(1) 手洗いや咳エチケットを徹底する。

- ① 「正しい手の洗い方」「咳エチケット」の表を廊下や手洗い場等に掲示し、指導します。
- ② 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心掛けるよう指導します。ご家庭でもご協力をお願いいたします。
- ③ 児童、学校職員は、マスクを着用します。
・予備のマスクやハンカチをランドセルに準備しておくようにしてください。

3. 感染症対策の留意点

(1) 教室、職員室等の換気の徹底

- ① 常時換気を行います。窓1か所と出入口の扉を対角線上に2か所開け（吸気と排気）、空気の流れを作ります。
- ② 業間・昼休みはすべての窓、扉を広く開け換気をします（5分程度）。
- ③ 教室付近の廊下の窓についても常時開けます。
- ④ 特別教室を使用する際も、教室と同様に常時換気を行います。
- ⑤ 体育館を使用する際は、必ずドアを開放し、常時換気を行います。

- ⑥ 気温が低い場合は、暖房や衣類で調整します（夏場は、エアコンと衣類で調整します）。

(2) 児童同士の距離の確保

- ① 座席間を離して配置し、児童同士の距離をできるだけ確保します。
- ② 距離を離して発言や発声する等、児童の実態に応じ、各学級で工夫します。

(3) 手洗いの徹底

- ① 正しい手洗いの仕方を指導し、こまめな手洗いの徹底を行います。
- ② 全員が必ず行う手洗い場面は、登校時、業間終了時、給食前、清掃後、昼休み終了後の計5回です。
- ③ その他に、共用の教材・教具・情報機器を触った後や特別教室（図書室を含む）の使用後、体育の後は手洗いを行うよう指導します。

(4) 校内の消毒

- ① 10:30 ② 13:30

場所	消毒箇所
1階・職員室	・てすり ・蛇口 ・ドアの手を触れる箇所
2階・体育館	・トイレのドア, トイレ内（手を触れる箇所）
3階・西・東階段	・(体育館) ボール等 ・(昇降口) 学級のボール

③ 児童下校後

場所	消毒箇所
各教室	・机 ・椅子 ・教卓 ・ドアや窓の手を触れる箇所 ・スイッチ
校舎内	・トイレのドア ・個室ドアの手を触れる箇所 ・手すり ・蛇口 ・昇降口ドア取っ手 等

・教室やトイレなどの場所で多くの児童が手を触れる箇所は、1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して消毒します。

(5) 教具・用具について

- ① 共有教具・用具を使用した授業の後は手洗いを行うよう指導します。
- ② 共有しなければならない教具・用具は使用后、適宜消毒液で清拭します。

(6) 清掃時の注意点

- ① すべての窓を大きく開けて清掃します。
・不要な接触を避け、距離を保ちながら清掃するよう指導します。

- ② 終了後は必ず石けんで手を洗うよう指導します。

(7) 登下校時の留意点

- ① 不要な接触はしないように指導します。
- ② 昇降口やその周辺に児童が密集しないよう、すみやかに教室に行く（または下校する）ように指導します。
- ③ 下校時に児童が昇降口に密集しないよう分散して下校するなどの配慮をします。

(8) 給食時の留意事項

- ① 給食の配膳・片付け時の留意点
 - ・担任は、給食当番の「健康チェック」を行います。
 - ・児童全員が手洗い・手指消毒を必ずし、清潔を保ったまま配膳を行います。
 - ・配膳や片付けで並ぶ際は、十分な間隔をあけるようにし、グループに分けて配膳する等、大人数で並ぶことがないようにします。
- ② 給食時の位置関係等留意点
 - ・食べる直前までマスクを着用させます。
 - ・机を向かい合わせにすることはせず、全員が黒板の方を向いて、会話を控えて食べるよう指導します。
 - ・バイキング形式になってしまうことを防ぐため、おかわりはなしとし、最初に全て配りきります。
- ③ 給食後の歯みがきは、飛沫飛散防止のため当分の間、行いません。

(9) 学校職員の感染症対策

- ① 出勤前に検温や健康観察を行い、「教職員健康観察カード」に記入します。
- ② 石けんによる手洗いを徹底し、勤務中はマスクを着用します。
- ③ 発熱や風邪症状がある場合には、家庭で休養（早退）します。
- ④ 職員室も、常時換気を行います。休み時間等に合わせて、窓を全開にしての換気も行います。

(10) 出席停止について

欠席の連絡の際には、児童の健康状態（症状、受診の有無、医療機関、治癒状況や医師の指示等）を確認させていただきます。

なお、以下の場合には出席停止の扱いとします。

- ・新型コロナウイルス感染症と診断された場合（治癒するまで）
- ・濃厚接触者に特定された場合（目安として14日間）
- ・咳や発熱などの風邪症状が見られ、その症状がなくなるまで自宅で休養させる場合（治癒するまで）

※再発の危険性もありますので、その後の健康観察の期間も含む（登校を認める場合は、健康観察を丁寧に行ってください）。

※ただし花粉症・喘息・アレルギー関係のせきなどは含みません。

- ・感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由のある場合
- ・医療的ケアを必要とする児童や基礎疾患のある児童で、主治医や学校医の判断や申し出により、登校すべきでないとは判断された場合
- ・その他、校長が登校すべきでないとは判断した場合

(11) 基礎疾患のある児童について

- ① 基礎疾患などがあることにより重症化するリスクが高い児童等について、地域の感染状況等を踏まえ、主治医に相談の上、登校の判断をしてもらうようにしてください。
- ② 感染に関して不安がある場合、欠席扱いにはしません（出席停止に準じる）。

Ⅲ 教育活動

1. 子供をよく「みる」を実践します。

- (1) 全職員でよく観察します（行動の変化・体の反応・以前と異なる表情や会話などの変化）。
- (2) 家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携をはかります。

2. 休み時間等について

- (1) 3密を意識して気を付けて遊ぶように指導します。
- (2) 休み時間（業間・昼休み）後の手洗いを徹底します。

3. 各教科の指導について

- (1) 各教科の指導においても、学校職員・児童はマスクを着用し、身体接触、近距離（ペア・小集団等）での会話をできるだけ避ける等のガイドラインに示す感染症対策を講じます。しかし、対策を講じてもお感染の可能性が高い活動と対応については次のとおりとします。

① たてわり活動・クラブ活動

- ・1学期中は行いません。

② 音楽科等

- ・教室では歌いません。朝の会での歌は、鑑賞やハミングにとどめて対応します。
- ・音楽は教室よりも広いオールームを使用します。歌を歌う時には、マスクをした上で、十分に距離をとります。
- ・鍵盤ハーモニカやリコーダーの授業、マーチング練習は1学期中は行いません。
- ・年間指導計画の中で指導の順序を工夫します。

③ 体育科

- ・児童が密集する運動や、児童が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動について、年間指導計画の中で指導の順序を工夫します。
- ・十分に距離が取れる運動については、マスクを外しても良いこととします。
- ・体育館に入るときは、体育館入口に設置してあるアルコールで手指消毒を行うよう指導します。
- ・ボールなど共用したものは、適宜消毒を行います。

④ 家庭科

- ・調理などの実習について、年間指導計画の中で指導の順序を工夫し、1学期中は行いません。

⑤ 各教科等に共通する対策

- ・共用の教材，教具，情報機器等を適切に消毒します。
- ・共用の教材，教具，情報機器等を触った後は手を洗うよう指導します。
- ・行事等において、感染の可能性が高いものについては、方法を検討したり、延期・中止の判断をしたりするなど、柔軟に行います。

○ 図書室

- ・出入りの際は、消毒液で手指消毒を行うよう指導します。
- ・使用する際は、密着して座らせないようにします。また、換気を行います。

参考文献

- ・文部科学省 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン
- ・文部科学省 新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ & A
- ・宮城県教育委員会 令和2年度当初の時期における学校活動の留意点について
- ・大郷町立大郷小学校 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン
- ・色麻学園 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（保護者用）
- ・新潟市教育委員会 学校園再開に向けたガイドライン